

学生の修学に係る支援

1. 学習の支援

(1) 入学前教育

学科ごとにレポート課題や基本用語の漢字トレーニングなど、入学後の学習に関連した課題により、常時学習成果の確認を行い知識の定着が図れるようサポートしています。

(2) クラス担任教員制度

この制度は、学生が安心して学業に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、クラス担任教員が、学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じて、適切な指導、助言を与えることを目的としています。

クラス担任教員は、修学・友人関係・健康・経済面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者です。生活上で問題解決に悩んだり不安を感じたら、まずクラス担任教員に相談してください。なお、クラス担任教員には、各学科で適宜選任された教員があたります。

(3) 国家試験合格をサポート

国家試験受験に対し、万全なサポート体制があります。授業の他に国家試験対策のオリジナルテキストや練習問題を用意した国家試験対策室や国家試験対策セミナーを開設しています。資格取得に向けて学習方法などを身につけ、自信をもって試験に臨むことができます。

2. 奨学金

奨学金制度は、家庭の経済的理由により修学困難な学生に対し、奨学金を給付又は貸与することによって学費の負担を少しでも軽減し、それにより、学業に専念できるようにとの目的で設けられたものです。

本学独自の奨学金をはじめ、日本学生支援機構、地方自治体、民間団体など、大学を通じて推薦依頼のある各種奨学金についての申込案内は、すべて、学生生活課の奨学金専用掲示板、もしくは g-mail にてお知らせします。希望する場合は、申込時期を逃さないように注意してください。

(1) 国の行う「高等教育の修学支援新制度」(多子世帯の授業料無償化も含みます)

本学は、文部科学省より本制度の対象機関に認定されています。支援の概要は、下記のとおりです。

支援対象学生	次の a ～ c のいずれかに該当する、「学修意欲のある」学生 a. 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 b. 家計急変（自然災害による被害のため支出増加を含む）のあった学生 c. 多子世帯（扶養する子供が 3 人以上いる世帯）の学生
申請について	「授業料減免」を申請する学生は、日本学生支援機構の「給付型奨学金」の申請を行ってください。

なお、国の行う「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）による授業料等減免の対象者は、新制度による支援を優先します。ただし、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部奨学生規則」による奨学金が新制度による支援額を上回る場合は、支援額との差額を本学が負担します。（東海学院大学及び東海学院大学短期大学部奨学生規則による）

（２）本学独自の奨学生制度、授業料の免除及び徴収猶予

本学独自の奨学生制度 適用期間終了後の継続申請について

本学独自の奨学生制度は、入学試験の結果により採用が決定します。奨学生の種類によっては、適用期間が修業年限より短いものもあります。それらの奨学生に採用されている方で、適用期間を超えて奨学生制度の継続を希望する場合は、適用期間が終了する年度末の指定された期日までに「奨学生継続申請書」を提出したうえで、学習成績・生活状況の審査を受ける必要があります。

審査基準等については、入学後のガイダンスにて説明します。「入学試験要項」、「奨学生採用通知書」にて、自身が採用された本学独自の奨学生制度について確認しておいてください。

授業料免除及び徴収猶予制度について

入学後の授業料免除及び徴収猶予は、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則」に基づき行います。例年、後期分の申請については 7 月頃、翌年度前期分の申請については 1 月頃にガイダンスを行っています。希望される方はガイダンスに参加のうえ、指定期日までに申請してください。なお、既に納入された授業料については免除申請できません。

（３）日本学生支援機構貸与奨学金（JASSO）

この奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構による、国の育英奨学事業です。勉学に励む意欲があり、それにふさわしい能力のある学生が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援するものであり、国内の奨学金制度の中で最も大規模

なものです。

貸与型奨学金は返還の義務があり、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。

奨学金を受けようとする学生の願い出に基づき、学内審査及び大学推薦を経て、日本学生支援機構における選考ののち、採否が決定されます。

① 給付型奨学金

ア．高校を通じて申し込んでいる学生（予約採用者）

前期ガイダンス期間中の「日本学生支援機構奨学金 予約採用者進学時説明会」に必ず出席してください。出席者へ資料の配付及び手続きの詳細について説明します。

イ．本学で申し込む学生（在学採用への申込み）

原則、春と秋に募集を行います。春に奨学金を希望する学生は、前期ガイダンス期間中の「日本学生支援機構奨学金 新規申込説明会」に必ず出席してください。秋に奨学金を希望する学生は大学からの受信メールを確認してください。説明会の日程等は、ホームページに掲載されるガイダンス日程表で確認してください。

ウ．定期外採用（家計急変）

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合は通年申込み可能です。ただし、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。なお、採用後も定期的に継続手続きが必要です。家計急変事由が発生した場合は、早めに学生生活課へご相談ください。

② 貸与奨学金の種類と内容（学部生の場合） （2025 年度要項より参照）

貸与種別		第一種奨学金（無利子）		第二種奨学金（有利子）
内 容		人物、学業ともに特に優れた学生で、経済的理由により、著しく修学困難な者に貸与する		
返 還		卒業後に無利息で返還する		卒業後に年利率3%を上限とした利息を上乗せして返還する（在学中は無利息）
主な学業成績基準		1 年生	高校 2～3 年の評定平均 3.5 以上（低所得世帯を除く）	高校の成績が平均水準以上
		2 年生以上	大学における学業成績が上位 1/3 以内	大学における学業成績が平均水準以上
貸与期間	予約採用	入学時～最短修業年限終期まで		入学時～最短修業年限終期まで
	定期 在学採用	入学時～最短修業年限終期まで		入学時以降指定した月から最短就業年限終期まで
	定 緊急採用	採用時～採用年度の末		

	期外	応急採用		貸与事由が生じた年度の4月～最短修業年限終期まで
第一種、第二種の併用貸与も可				

③申込方法

i 定期採用（原則、春と秋に申込期間を限定し募集）

前期ガイダンス期間中に、「日本学生支援機構奨学金 新規申込説明会」を実施します。定期採用への申込希望者は必ず出席してください。日時、場所等は、前期ガイダンス日程表等をご覧ください。説明会に出席した学生に願書を配付します。

説明会で指定する期日までに申込みをしてください。

ii 定期外採用（第一種＝「緊急採用」、第二種＝「応急採用」年間を通して募集）

家計支持者を失う又は失職、破産、倒産等や災害等による被害を受けるなどの事由により、収入の急激な減少又は支出の急激な増加を招き家計が急変して奨学金を受ける必要が生じた場合は、随時申込みができます。ただし、事由が生じてから1年以上経過した場合は申込みの資格を失います。学資に不安が生じたら早めに学生生活課へ相談してください。

iii 推薦、採用決定と返還誓約書の提出

校内選考において、奨学生として適格度の高い者から推薦し、日本学生支援機構にて採否が決定されます。採用決定後、「返還誓約書」を定められた期限までに提出してください。期限までに提出のない場合は、振込済額を全額返戻した上で採用取消となります。

iv 採用候補者（予約採用者）

高校等において、上級学校への進学を条件に奨学生採用の内定を受けている学生は、進学届の経路を経て本採用となります。前期ガイダンス期間中に「日本学生支援機構奨学金 予約採用者進学時説明会」へ出席し、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を所定の期間内に学生生活課に提出して指示を受けてください。

v 在学中の返還期限猶予

在学中は返還が猶予されます。高等学校等在学中に奨学生であった者もしくは、奨学金を辞退後引き続き在学をする場合で、希望する者は、スカラネット・パーソナルを通して「在学猶予願」を提出し、「在学届」を学生生活課へ提出してください。

④奨学金の交付

毎月1回、本人名義の預金口座へ振り込まれます。

⑤奨学生の心得

奨学生は、奨学規定その他の規則を守り、大学の指示に従うとともに、奨学生としての資質の維持向上に努めてください。

i 継続願の提出（12月頃）

スカラネットより継続願を提出（入力）してください。継続願を提出しない場合は「廃止」の措置が取られます。

ii 学業成績の報告

学業成績不振者、理由なく履修登録をしない者、出席率が低い者、懲戒処分を受けた者等は、「警告」「停止」「廃止」の措置が取られます。

iii 身上異動

奨学生として採用後、学籍、身上異動（休学、留年等）及び住所の変更等が生じる場合は、速やかに学生生活課へ申し出てください。手続きを怠ると、奨学生としての資格を失うことがあります。

（４）その他の奨学金

地方自治体、民間団体による奨学制度があります。

大学に募集案内のあったものは、その都度、奨学金専用掲示板へ掲示してお知らせしますが、本学で取り扱っていない奨学金もあります。各団体の広報により直接、公募することがあります。都道府県及び市区町村の教育委員会又は関係団体に直接問い合わせてください。

過去に募集案内のあった団体

募集は、主に４月～５月で、他の奨学金と併用して貸与又は給付を受けることができない場合があります。申込みにあたっては、資格条件等には十分注意してください。下記は、本学で取扱い、受付した奨学金制度です。2025年度については、奨学金専用掲示板等で案内する予定です。（2024年度）

団体名	種別	奨学金額	他奨学金との併給
交通遺児育英会	貸与＋給付	月額４万、５万、６万から選択	併給可
岐阜県教育委員会	貸与	月額 32,000 円 日本学生支援機構奨学金貸与型受給者の月額 16,000 円	日本学生支援機構は併給可
岐阜県社会福祉協議会	貸与	月額（無利子） 50,000 円以内	併給可
栃木県社会福祉協議会	貸与	月額（無利子） 50,000 円以内	併給可
あしなが育英会 （大学・短期大学奨学金）	貸与	月額（無利子） 40,000 円 50,000 円	併給可

３．保険

（１）学生教育研究災害傷害保険（学研災）

- ① 本学では、全学生が入学と同時に、公益財団法人日本国際教育支援協会の『学生教育研究災害傷害保険』に加入します。加入手続きを個々で行う必要はありません。

教育研究活動中に生じた事故によって通院を要する以上の傷害を身体に被った場合、その程度に応じて保険金が支払われます。正課、学校行事、課外活動、登下校中の事故によるケガ等は速やかに学生生活課に届け出てください。ただし、治療日数が少ない場合は、保険金が支払われないこともあります。

詳細については、ガイダンスで配付される『学生教育研究災害傷害保険のしおり』を参照してください。

- ② 学研災の付帯保険に、実習、インターンシップ、ボランティア活動を含む正課、学校行事等の事故により生じた学生の賠償責任を補償する『学研災付帯賠償責任保険』（付帯賠償）があり、本学では任意で加入することができます。保険料は自己負担で、希望者は手続が必要です。

なお、本学では、教育実習（介護等体験を含む）、社会福祉士養成に係る学外実習、精神保健福祉士養成に係る学外実習、介護福祉士養成に係る学外実習、栄養士養成に係る学外実習、管理栄養士養成に係る学外実習、保育士養成に係る学外実習、医療関連の学外実習、その他の資格課程に履修登録した者及びインターンシップを行う者は全員付帯賠償に加入しますが、資格課程履修費を納めている学生は、「資格課程履修費」から保険料を支出します。この場合の加入手続は教務課で行いますので、個別に加入手続する必要はありません。

- ③ 学研災付帯保険に、学生生活を24時間補償する『学研災付帯学生生活総合保険』・「学生総合保障制度」（付帯学総）があります。この保険は本学では任意加入で、希望者は手続が必要です。加入に関する書類は入学手続書類と同封で配付しています。

付帯学総は付帯賠償をすべて含みます。また、学生本人については傷害のほかに疾病も補償範囲に含みます。詳しい説明が必要な場合は学生生活課に尋ねてください。

4. 意見箱

学生生活をよりよくするため、学内環境などに関する大学への要望や提案をするための意見箱が、東キャンパス本館1階学生控室及び西キャンパス1号館学生就職課前に設置されています。

提出された意見に対し、検討ののち原則として掲示にて回答をしています。改善できることは実践されますので、有効に利用してください。

5. 施設

最新機器や設備を備えた学びのための施設が充実しているほか、学生が魅力あるキャンパスライフを送るための環境が整っています。

施設区分	施設名	
教育施設	東海学院大学短期大学部	教室
	東海学院大学	体育館兼講堂
	東海学院大学大学院	運動場

共用施設	東海学院大学短期大学部	TGU トレーニングルーム
		テニスコート兼多用途グラウンド
		TG danse studio goût
		ピアノ実習室（ピアノ全 70 台）
		さらまんじえ・とーかい（喫茶）
		La Sant'e Tokai (学生食堂)
	東海学院大学	クラブ棟（部室）
		屋内多目的グラウンド Ailes bleues
		硬式野球部専用球場 （TGU スタジアム）
		東海食堂（学生食堂）
その他の施設	東海学院大学短期大学部及び 東海学院大学附属図書館	東海えほんの森
		情報学習室 （パソコンやインターネットが利用可）
		売店（書籍、雑誌、文具等）
	東海学院大学大学院	心理臨床センター